

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～14
3 入札書等様式.....	15～33
4 仕様書.....	34～47
5 契約書案.....	48～78

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、33ページにあります「**入札関係書類受領書**」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 福永 一仁

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月19日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
数量及び規格等は仕様書による。

(2) 賃貸借期間

仕様書による。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する。

評価の対象とする環境性能に対する指標は、燃料値（燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）とする（詳細は仕様書による。）。

(5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

(6) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和7年9月12日（金）17時00分

(7) 入札書の提出期限

令和7年9月19日（金）10時50分

(8) 開札の日時及び場所

令和7年9月19日（金）11時00分

広島労働局総務部総務課内

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係

電話082-221-9241

上記の交付場所、広島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の製造」、「物品の販売」、又は「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

広島労働局における業務用自動車賃貸借
(令和7、8～11年度契約案件)
広島労働局総務部総務課

○契約担当官等 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

I 個別事項

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 数量及び規格等は仕様書による。
(2) 賃貸借期間	賃貸借開始日(車両登録日)は令和8年2月2日から13日まで(軽自動車1台)及び同年4月1日から8日まで(軽自動車2台及び小型乗用自動車2台)の間とし、満了日は令和12年3月29日とする。
(3) 履行場所	仕様書による。
(4) 契約方法	一般競争入札(総合評価落札方式) 価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する。 評価の対象となる環境性能に対する指標は、燃料値(燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。)とする(詳細は仕様書による。)
(5) 競争参加資格の等級	令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の製造」、「物品の販売」、又は「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで
(7) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和7年9月12日(金) 17時00分
(8) 入札書の提出期限	令和7年9月19日(金) 10時50分
(9) 開札の日時及び場所	令和7年9月19日(金) 11時00分 広島労働局総務部総務課内

(10) 質問の期限	令和7年9月5日（金）17時00分
(11) 低入札価格調査基準額の設定の有無（予定）	無
(12) 入札保証金及び契約保証金	免除。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
 広島労働局総務部総務課会計第二係 福永 一仁
 電話082-221-9241（内線150）

3 質問等

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

質問の送信先アドレス hir-kaikei2@mhlw.go.jp

② 照会窓口を持参

(2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、入札書の提出期限の前日17時00分までに、メールで回答する。

なお、簡易な質問については、質問者に対してのみ、電話等で回答する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 前記競争参加資格の等級を有していること。

(2) 本調達仕様書を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。（提出部数 各1部）

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式-1）

ウ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式-2）

* 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものものの写しを提出すれば足りる。

③ 入札書（入札説明書様式-4）

内訳として、入札書別紙1「入札内訳書（軽自動車）」及び「入札内訳書（小型乗用自動車）」を併せて提出すること。（代理人が紙により入札する場合には委任状（入札説明書様式－5）を併せて提出する必要がある。）

- ④ 入札参加届（兼自己申告書）（入札説明書様式－7）
- ⑤ 性能等証明書（入札説明書様式－8）

なお、提出期限は、①、②、④及び⑤においては、上記1（7）競争参加資格確認関係書類等の提出期限である令和7年9月12日（金）17時00分、③においては、上記1（8）入札書の提出期限である令和7年9月19日（金）10時50分とする。

6 支払条件

契約書案記載のとおり。

（以下この頁余白）

Ⅱ 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ヘルプデスク 0570-014-889
 - ・ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

* 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

* これに該当すると思われる事実がある場合は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

* 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、ZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

* 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

(2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 性能等証明書の提出

(1) 入札者は、本入札説明書の定めに従い、性能等証明書を提出しなければならない。

(2) 性能等証明書は、原則郵送（書留郵便に限る）での提出とするが、持参での提出も可とする（事前の連絡は不要）。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 落札者等が提出した性能等証明書は、仕様書の一部を構成するものとして効力を有する。

(4) 証明書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある証明書類は受理せず無効とする。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した証明書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された証明書類を提出できない場合は、証明書類は無効とする。

7 入札書に記載する金額

(1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札金額の内訳を記載した入札内訳書を作成すること。

(4) 本件は、令和8年2月から賃貸借が開始（期間として50月）となる軽自動車1台、令和8年4月から賃貸借が開始（期間として48月）となる軽自動車2台及び小型乗用自動車2台に係る入札であるため、入札書に記載する金額に誤りがないよう特に留意すること。

8 入札書の引換え等の禁止

(1) 入札者は提出した入札書および入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

9 電子調達システムによる入札書の提出

(1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

(2) 所定様式の入札内訳書の提出については、スキャナ等により電子データ化し、政府電子調達システムにて送信すること。なお、入札内訳書には「軽自動車」用と「小型乗用自動車」用とがあるため、いずれの内訳書も添付し送信すること。（内訳書の添付がない場合は無効とする。）

(3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

10 紙による入札書の提出

(1) 紙により入札する場合は、「入札説明書様式-4」により作成した入札書及び所定様式の入札内訳書を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

(2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

* 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き（17（3）参照）に使用される。

(3) 電話、電信等による提出は認めない。

(4) 入札書（入札金額の内訳を記載した入札内訳書を含む。）は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官広島労働局総務部長殿）及び件名（開札日及び「令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借」の入札書在中）を記載しなければならない。

(5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提

出時に「入札説明書様式－５（１）」及び「入札説明書様式－５（２）」による代理委任状を提出しなければならない。

- （６）前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- （７）委任状の日付は提出日とする。

11 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

12 入札の無効

- （１）本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- （２）次に掲げる入札書は無効とする。
 - ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 金額の数字及び入札書の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ④ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの
- （３）入札に参加した者が、「入札説明書様式－２」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- （４）支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時点で競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

13 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

14 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

15 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

16 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

17 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
 - ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）
 - ② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

18 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

19 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
契約書の締結は、原則、電子契約書によるものとする。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙契約書によるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。
- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式－6」とする。

20 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

21 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

22 書類の返還

提出された書類は返還しない。

23 契約金額内訳書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに契約金額の内訳を提出しなければならない。
- (2) 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断される場合は、支出負担行為担当官は説明を求めることがある。

24 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

25 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

26 その他

(1) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

- ① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(以下この頁余白)

※ 入札書に添付すること

入札書別紙1

入札内訳書（軽自動車）

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借

令和 年 月 日

月額 _____ 円

(上記月額には令和8年2月より賃貸借契約が開始となる1台分の月額を記入)

月額 _____ 円

(上記月額には令和8年4月以降の3台分の月額を記入)

1 仕様書の適合性

項目		仕様	適否
車名			/
型式			/
スタッドレスタイヤ装着の有無	有		適・否
台数	3台		適・否
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	適・否
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む	適・否
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否
		前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否
フロアマット	前席、後席分	適・否	
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	

車両費用	車両代金		適・否	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む	適・否	
	環境性能割		適・否	
	自動車税	契約期間中対応	適・否	
	自動車重量税	契約期間中対応	適・否	
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応	適・否	
任意保険料	対人賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)	適・否	
	人身傷害保険	不担保	適・否	
	無保険車傷害保険	不担保	適・否	
	車両保険	リース車両を補償できる額 (一般型) (免責額0万円)	適・否	
	特約その他		① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。	適・否
			② 運搬・搬送費用 (ロードアシストサービス) 付きであること。	適・否
			③ 弁護士費用特約 (自動車事故限定) 付きであること。	適・否
④ リースカー車両費用特約付きであること。			適・否	
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。			適・否	
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員 (公務中のみ) に限定すること。			適・否	
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	12か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	6か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む	適・否	
	エンジンオイル交換	必要回数	適・否	
	オイルエレメント交換	必要回数	適・否	
	エアフィルター交換	必要回数	適・否	
	バッテリー交換・補充	必要回数	適・否	
	タイヤ交換	必要本数	適・否	
	点検修理時の代車	当日中の車両受け渡しが困難な、法定整備及び故障整備の際に対応	適・否	

※ 入札書に添付すること

入札書別紙1

入札内訳書（小型乗用自動車）

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借

令和 年 月 日

月額 _____ 円

（上記月額には令和8年4月以降の2台分の月額を記入）

1 仕様書の適合性

項目		仕様	適否
車名			/
型式			/
スタッドレスタイヤ装着の有無	有		適・否
台数	2台		適・否
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	適・否
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む	適・否
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	適・否
		前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否
フロアマット	前席、後席分	適・否	
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	

車両費用	車両代金		適・否	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む	適・否	
	環境性能割		適・否	
	自動車税	契約期間中対応	適・否	
	自動車重量税	契約期間中対応	適・否	
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応	適・否	
任意保険料	対人賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)	適・否	
	人身傷害保険	不担保	適・否	
	無保険車傷害保険	不担保	適・否	
	車両保険	リース車両を補償できる額(一般型)(免責額0万円)	適・否	
	特約その他		① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。	適・否
			② 運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること。	適・否
③ 弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること。			適・否	
④ リースカー車両費用特約付きであること。			適・否	
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。			適・否	
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員(公務中のみ)に限定すること。	適・否			
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	12か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	6か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する	適・否	
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む	適・否	
	エンジンオイル交換	必要回数	適・否	
	オイルエレメント交換	必要回数	適・否	
	エアフィルター交換	必要回数	適・否	
	バッテリー交換・補充	必要回数	適・否	
	タイヤ交換	必要本数	適・否	
	点検修理時の代車	当日中の車両受け渡しが困難な、法定整備及び故障整備の際に対応	適・否	

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員に利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ） 年 月 日生

*法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－ 2 別添又は任意様式にて作成したものを）を添付すること。

役員の名及び生年月日

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和 7、8～11 年度広島労働局における業務用自動車賃貸借

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注)「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人）住 所
所属（役職）
氏 名

記

1. 入札件名：令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
2. 委任事項：
 - （1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - （2）復代理人の専任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

委 任 状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人）住 所

所属（役職）

氏 名

記

1. 入札件名：令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
2. 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 7、8～11 年度広島労働局における業務用自動車賃貸借に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和 7、8～11 年度広島労働局における業務用自動車賃貸借に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

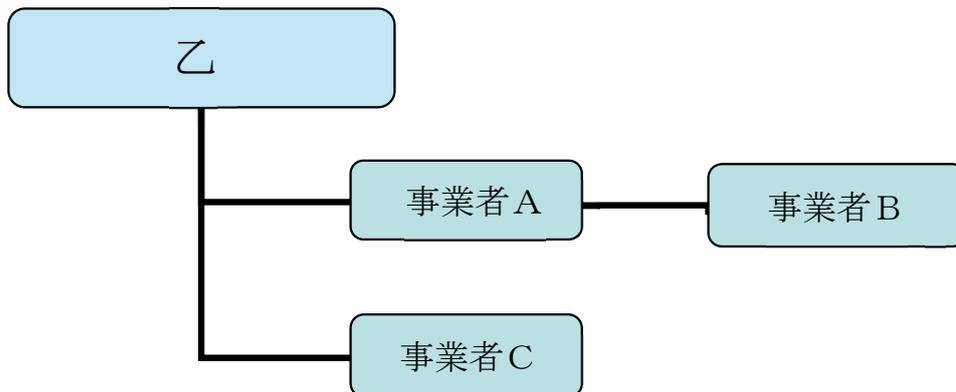
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	広島県〇〇市		
B			



入札参加届（兼自己申告書）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
 名 称
 入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
 なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 令和7、8、9年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級
 「 物品の製造 ・ 物品の販売 ・ 役務の提供等 」 （ ） 等級
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険
 国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料
 の滞納がない。（直近2年間の保険料滞納がない。） はい ・ いいえ
 - (4) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
 はい ・ いいえ
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
 - (6) 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、
 入札参加届等書類（証明書）の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管
 法令違反により行政処分等をうけていないこと。 はい ・ いいえ
 - (7) 入札参加届等書類の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反
 により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい ・ いいえ
 - (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害
 者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状
 況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 性能等証明書（カタログ（写）等を添付すること。）

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借に係る性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借」に係る入札について、下記のとおり相違ない証明します。

1 仕様書の適合性

軽自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		3台	適・否	
総 排 気 量		660cc以内	適・否	
車 両 重 量		1,100kg以内	適・否	
全 長		3,400mm以内	適・否	
全 幅		1,480mm以内	適・否	
全 高		2,000mm以内	適・否	
荷 室		分割可倒式リアシート（一体型でも可）	適・否	
乗 車 定 員		4名	適・否	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	令和2年度燃費基準達成車	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
	フロアマット	前席、後席分	適・否	
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	
冬 期	寒冷地仕様	無 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)	適・否	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	適・否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

小型乗用自動車		仕様	適否	備考
年 式		新車	適・否	
駆 動 方 式		F F	適・否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	適・否	
台 数		2台	適・否	
総 排 気 量		1,000cc~1,500cc	適・否	
車 両 重 量		1,500kg以内	適・否	
全 長		4,700mm以内	適・否	
全 幅		1,850mm以内	適・否	
全 高		1,550mm以内	適・否	
荷 室		分割可倒式リアシート（一体型でも可）	適・否	
乗 車 定 員		5名	適・否	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適・否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適・否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適・否	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	適・否	
	燃費性能	令和2年度燃費基準達成車	適・否	
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適・否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適・否	
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	適・否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適・否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	適・否	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適・否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	適・否 適・否	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	適・否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適・否	
	フロアマット	前席、後席分	適・否	
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適・否	
	冬 期	寒冷地仕様	無 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)	適・否 適・否
スタッドレスタイヤ装着		夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	適・否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適・否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		5台	適・否	
補償内容	対人賠償保険	(1名につき) 無制限(免責なし)	適・否	
	対物賠償保険	(1件につき) 無制限(免責なし)	適・否	
	車両保険(一般型)	リース車両を補償できる額(免責0万円)	適・否	
特約 その他	対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること		適・否	
	運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること		適・否	
	弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること		適・否	
	年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員(公務中のみ)に限定する		適・否	
	無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする		適・否	
	仕様書記載以外の目動付帯特約を不担保とすることは不可である		適・否	
	保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと		適・否	
加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること		適・否		

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、軽自動車のうち1台が令和8年2月2日から令和12年3月29日まで50月、残り4台が令和8年4月1日から令和12年3月29日までの48月とする	適・否	
納車場所	仕様書別紙2のとおり	適・否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表(仕様書別紙3)を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制(整備工場等)を構築すること	適・否	
納車の対応	賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借の履行開始日から7日以内に労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。	適・否	
車両の運用等	仕様書7(3)~(7)のとおり運用等を行うこと	適・否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用(仕様書別紙5)については、受託者の負担とすること	適・否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適・否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適・否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適・否	

2 自動車性能の適合性

	軽自動車	小型乗用自動車
車名		
型式		
車両重量		
燃費値(※)		

※ WLCTモードによる値

「環境性能(燃費値)に対する得点」=

$$\left[100 + 50 \times \frac{\text{軽自動車の燃費値} - 23.7}{27.7 - 23.7} \right] \times 3台 +$$

$$\left[100 + 50 \times \frac{\text{普通車の燃費値} - 19.0}{36.0 - 19.0} \right] \times 2台 =$$

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

< 宛先 >
 広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 福永 あて
 メール:hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
 (Tel : 082-221-9241)

入札件名	令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
------	------------------------------

受領日（ダウンロード日）		
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (入札に参加する場合)		<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札

(いずれかにチェック)

令和7、8～11年度広島労働局における
業務用自動車賃貸借
仕様書

令和7年8月
広島労働局

- 1 件名
令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
- 2 業務概要
広島労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
賃貸借期間は、下記5（2）のうち、軽自動車1台について令和8年2月2日から令和12年3月29日までの50月、その他4台について令和8年4月1日から令和12年3月29日までの48月とする。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - (1) 自動車の仕様
別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。
 - (2) 賃貸借台数
軽自動車 2WD（4人乗り） 3台
小型乗用自動車 2WD（5人乗り） 2台
 - (3) 納車場所
別紙2のとおり。
 - (4) 自動車保険の加入
ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
フリート申請日 2020年11月2日
機構コード 398916
 - イ 補償内容
(ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
(イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）
(ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責0万円）
 - ウ 特約その他
 - (ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - (イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）限定する。
 - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 納車場所における自動車の状況
納車場所毎の年間見込走行距離は、別紙2のとおり。
(年間走行距離は過去の使用実績に基づくものである。)

6 支払期日等

当月末締めで翌月払いとする。

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

7 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借の履行開始日から7日以内に労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書(受託者所定の様式で可。)を納車先担当職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の2か月前までに納車先の担当者と日程を調整して、検査又は点検を実施すること。

また、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を納車先担当職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（4）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（5）タイヤ交換に係る対応

冬季期間はスタッドレスタイヤを装着すること。タイヤ交換の日程については、2か月前までに納車先の担当者に連絡して日程を調整すること。

車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（6）点検修理時の代車に係る対応

上記（3）及び（4）の対応を完了するために当日中での当該車両の受渡が困難な場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（7）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

- (ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）
- (イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

8 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、労働局との連絡調整を担当する管理者を1名おくこと。管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行うこと。また、他の事業所で行う業務の把握・進捗管理及び指導等を行うこと。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

広島労働局総務部総務課 電話番号（０８２）２２１－９２４１

11 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7, 8, 9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。

(4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

13 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 業務遂行上知り得た広島労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

(4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

14 担当者連絡先

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 福永

電話番号082-221-9241

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 仕様書

類型		①軽自動車	②小型乗用車
駆動方式		FF	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	
台数		3台	2台
総排気量		660cc以内	1,000cc～1,500cc
車両重量		1,100kg以内	1,500kg以内
全長		3,400mm以内	4,700mm以内
全幅		1,480mm以内	1,850mm以内
全高		2,000mm以内	1,550mm以内
荷室		分割可倒式リアシート（一体型でも可）	
乗車定員		4名	5名
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	令和2年度燃費基準達成車	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	テレビチューナー非搭載とすること（テレビ視聴機能非搭載も可）	
		ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
フロアマット	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
冬期	寒冷地仕様	無 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 納車場所一覧

通番	官署名	納車住所	配備車両仕様	年間見込走行距離（年・km）
1	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1～4F	軽自動車	2,138km
2	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-1-2	軽自動車 (令和8年2月納車)	4,550km
3	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-1-3	軽自動車	3,659km
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	小型乗用自動車	7,127km
5	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	小型乗用自動車	2,911km

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 事業所・整備工場等一覧表

仕様書別紙3

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1～4F	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2・3	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
5	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 事業所・整備工場等一覧表

仕様書別紙4

都度列を追加

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	労働局	仕様	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	広島公共職業安定所	軽自動車	〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2・3	福山公共職業安定所	軽自動車										
4	広島北労働基準監督署	小型乗用自動車										
5	廿日市公共職業安定所	小型乗用自動車										事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)
	対物賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額 (一般型) (免責額0万円)
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用 (ロードアシストサービス) 付きであること。
③ 弁護士費用特約 (自動車事故限定) 付きであること。		
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員 (公務中のみ) に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応

自動車の性能に関する審査要領

本調達には、総合評価落札方式を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
* 総合評価点の計算で得られた値に端数が生じた場合は、小数点第三位を四捨五入すること。

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

- * 加算点の計算で得られた値に端数が生じた場合は、小数点第三位を四捨五入すること。

【軽自動車】

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 23.7}{27.7 - 23.7}$$

【小型乗用自動車】

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 19.0}{36.0 - 19.0}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\begin{aligned} & \text{【仕様書 軽自動車】} (100 + \text{加算点}) \times 3 \text{台} \\ & + \text{【仕様書 小型乗用自動車】} (100 + \text{加算点}) \times 2 \text{台} \end{aligned}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。
* 得点の計算で得られた値に端数が生じた場合は、小数点第三位を四捨五入すること。
(例) 入札価格 123 万 4567 円の場合、価格に対する得点は 123.46 点となる。

3 自動車の燃費値の算定方法

WLTC モードによる燃費値を使用するものとする（JC08 燃費値のみ表示している車両に限って JC08 燃費値により評価）。

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
2. 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
3. 賃貸借期間 令和8年2月2日から令和12年3月29日
4. 契約金額及び内訳 別表1・2・3のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変

更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は甲の指定する検査職員の指示により、検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、当月分を末日締で支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年

政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号) 第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号) 第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の10分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 自動車が減失、毀損・損傷して修理不能になったことにより契約の履行が可能な

なくなったときは中途解約とする。この場合、甲は乙に対し解約金を支払うこととし、その金額は、契約終了時までの未払賃貸借料金から、未経過の公租公課・保険料・金利等を差し引いたものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、相当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第15条第2項、第20条、第21条、第23条第2項、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(監査)

第30条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

- 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

- 第31条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
 - 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
 - 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
 - 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
 - 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
 - 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
 - 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約履行後における乙の義務等)

第32条 第30条及び第31条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第33条 本契約条項又は本契約に定めのない事項もしくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第13条、第15条第2項、同条第3項、第17条、第19条、第22条、第24条、第28条、第29条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

会計・勘定	令和7年度				
	月額(税込) ×	台数	×	月数	合計
特別会計雇用勘定 (軽)	円 ×	1 台	×	2 月	= 0 円

会計・勘定	令和8年度				
	月額(税込) ×	台数	×	月数	合計
特別会計労災勘定	円	1 台		12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (普通車)	円 ×	1 台	×	12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (軽)	円 ×	3 台	×	12 月	= 0 円

会計・勘定	令和9年度				
	月額(税込) ×	台数	×	月数	合計
特別会計労災勘定	円	1 台		12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (普通車)	円 ×	1 台	×	12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (軽)	円 ×	3 台	×	12 月	= 0 円

会計・勘定	令和10年度				
	月額(税込) ×	台数	×	月数	合計
特別会計労災勘定	円	1 台		12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (普通車)	円 ×	1 台	×	12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (軽)	円 ×	3 台	×	12 月	= 0 円

会計・勘定	令和11年度				
	月額(税込) ×	台数	×	月数	合計
特別会計労災勘定	円	1 台		12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (普通車)	円 ×	1 台	×	12 月	= 0 円
特別会計雇用勘定 (軽)	円 ×	3 台	×	12 月	= 0 円

会計・勘定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総合計(税込)
特別会計労災勘定		0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
特別会計雇用勘定 (普通車)		0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
特別会計雇用勘定 (軽)	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
総合計	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円

1 軽自動車

項目		仕様
車名		
型式		
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台数		3台
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オートエアコン(マニュアルエアコン)
	カーナビゲーション	装備 (テレビチューナー非搭載)
	AM/FMラジオ	カーナビゲーションに装備
	バックモニター	カーナビゲーションに装備
	ドライブレコーダー	装備
	パワーウインドウ	装備
	キーレスエントリー	装備
	フロアマット	前席・後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬 期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意 シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること
車両費用	車両代金	別表1のとおり
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
	対人賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)

任意保険料	対物賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額 (一般型) (免責額0万円)
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用 (ロードアシストサービス) 付きであること。
		③ 弁護士費用特約 (自動車事故限定) 付きであること。
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員 (公務中のみ) に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	12か月点検	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	6か月点検	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	事故修理	原則として納車・引き取り含む。 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む。 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	当日中の車両受け渡しが困難な、法定整備及び故障整備の際に対応

1 小型乗用自動車

項目		仕様
車名		
型式		
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台数		2台
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オートエアコン(マニュアルエアコン)
	カーナビゲーション	装備 (テレビチューナー非搭載)
	AM/FMラジオ	カーナビゲーションに装備
	バックモニター	カーナビゲーションに装備
	ドライブレコーダー	装備
	パワーウインドウ	装備
	キーレスエントリー	装備
	フロアマット	前席・後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬 期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意 シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること
車両費用	車両代金	別表1のとおり
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
	対人賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)

任意保険料	対物賠償保険	(1名につき) 無制限 (免責なし)
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額 (一般型) (免責額0万円)
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用 (ロードアシストサービス) 付きであること。
		③ 弁護士費用特約 (自動車事故限定) 付きであること。
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員 (公務中のみ) に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	1 2 か月点検	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	6 か月点検	原則として持ち込みとする。 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	事故修理	原則として納車・引き取り含む。 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む。 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する。
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	必要本数
	点検修理時の代車	当日中の車両受け渡しが困難な、法定整備及び故障整備の際に対応

別表 3

通番	官署名	納車住所
1	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀 8 - 2 広島清水ビル 1 ~ 4 F
2	福山公共職業安定所	福山市東桜町 3 - 1 2
3	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南 3 - 3 - 2 8
4	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸 4 - 9 - 3 2

令和7、8～11年度広島労働局における
業務用自動車賃貸借
仕様書

令和7年8月
広島労働局

- 1 件名
令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借
- 2 業務概要
広島労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。
- 3 賃貸借期間
賃貸借期間は、下記5（2）のうち、軽自動車1台について令和8年2月2日から令和12年3月29日までの50月、その他4台について令和8年4月1日から令和12年3月29日までの48月とする。
- 4 契約方法
一般競争入札（総合評価落札方式）
（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）
- 5 調達内容
 - (1) 自動車の仕様
別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。
 - (2) 賃貸借台数
軽自動車 2WD（4人乗り） 3台
小型乗用自動車 2WD（5人乗り） 2台
 - (3) 納車場所
別紙2のとおり。
 - (4) 自動車保険の加入
ア～ウを満たす保険に加入すること。
 - ア 保険の種類
自動車保険（フリート契約）
フリート申請日 2020年11月2日
機構コード 398916
 - イ 補償内容
(ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）
(イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）
(ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責0万円）
 - ウ 特約その他
 - (ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
 - (イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

- (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）限定する。
 - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 納車場所における自動車の状況
納車場所毎の年間見込走行距離は、別紙2のとおり。
(年間走行距離は過去の使用実績に基づくものである。)

6 支払期日等

当月末締めで翌月払いとする。

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

7 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借の履行開始日から7日以内に労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書(受託者所定の様式で可。)を納車先担当職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の2か月前までに納車先の担当者と日程を調整して、検査又は点検を実施すること。

また、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

- ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
- イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
- ウ オイルエレメント交換（年1回）
- エ エアフィルター交換（年1回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証（受託者所定の様式で可。）を納車先担当職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（4）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（5）タイヤ交換に係る対応

冬季期間はスタッドレスタイヤを装着すること。タイヤ交換の日程については、2か月前までに納車先の担当者に連絡して日程を調整すること。

車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（6）点検修理時の代車に係る対応

上記（3）及び（4）の対応を完了するために当日中での当該車両の受渡が困難な場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（7）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合には、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

- (ア) 損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）
- (イ) 関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

(8) その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

8 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、労働局との連絡調整を担当する管理者を1名おくこと。管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行うこと。また、他の事業所で行う業務の把握・進捗管理及び指導等を行うこと。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

10 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

広島労働局総務部総務課 電話番号（０８２）２２１－９２４１

11 競争参加資格（応札要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7, 8, 9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

12 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。

(4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

13 その他

(1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。

(2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

(3) 業務遂行上知り得た広島労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

(4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

14 担当者連絡先

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 福永

電話番号082-221-9241

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 仕様書

類型		①軽自動車	②小型乗用車
駆動方式		FF	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	
台数		3台	2台
総排気量		660cc以内	1,000cc～1,500cc
車両重量		1,100kg以内	1,500kg以内
全長		3,400mm以内	4,700mm以内
全幅		1,480mm以内	1,850mm以内
全高		2,000mm以内	1,550mm以内
荷室		分割可倒式リアシート（一体型でも可）	
乗車定員		4名	5名
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	
使用燃料		無鉛レギュラーガソリン	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車	
	燃費性能	令和2年度燃費基準達成車	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	新セキュリティ対応機種、セットアップ作業の実施を含む	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	テレビチューナー非搭載とすること（テレビ視聴機能非搭載も可）	
		ビルトインタイプ、ディスプレイ7型、セットアップ作業を実施を含む	
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること	
		前後撮影、走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること	
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
フロアマット	前席、後席分		
付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具		
冬期	寒冷地仕様	無 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受託者で行うこと。	
安全装備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 納車場所一覧

通番	官署名	納車住所	配備車両仕様	年間見込走行距離（年・km）
1	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1～4F	軽自動車	2,138km
2	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-1-2	軽自動車 (令和8年2月納車)	4,550km
3	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-1-3	軽自動車	3,659km
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	小型乗用自動車	7,127km
5	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	小型乗用自動車	2,911km

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 事業所・整備工場等一覧表

仕様書別紙3

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1～4F	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2・3	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
5	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借 事業所・整備工場等一覧表

仕様書別紙4

都度列を追加

※予定はセルを黄色に色づけすること

通番	労働局	仕様	社名	車名	車両 ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	広島公共職業安定所	軽自動車	〇〇〇	〇〇〇								〇年〇月〇日車両故障対応内容は別紙〇のとおり
2・3	福山公共職業安定所	軽自動車										
4	広島北労働基準監督署	小型乗用自動車										
5	廿日市公共職業安定所	小型乗用自動車										事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)
	対物賠償保険	(1名につき)無制限(免責なし)
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額(一般型)(免責額0万円)
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること。
③ 弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること。		
④ リースカー車両費用特約付きであること。		
⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。		
⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員(公務中のみ)に限定すること。		
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として持ち込みとする 持ち込みの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 7、8～11 年度広島労働局における業務用自動車賃貸借に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和7、8～11年度広島労働局における業務用自動車賃貸借に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	広島県〇〇市		
B			

